の一員であることを自覚するとともに、別に定める公益保護及び職員の行動規準等に関する規程その他法令等を遵守し、公正かつ公平に職務を遂行するものとする。

3　職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努めるものとする。

【説明】

まず、職員は、新宿区を愛するという気持ちを土台に、区民の目線で、区民の視点に立って、自治の実現に努めるということを責務として規定しています。

次に、職員には、最も身近な地方政府の一員であるということの自覚を、改めて促すとともに、当然のことではありますが、法令の遵守と公正・公平に職務を執行することを常に意識しなければならないことを責務として規定しています。特に、公益保護及び職員の行動規準と責務の遵守を、その代表的なものとして掲げました。

さらに、職員は、その職務遂行にあたって、知識の取得や技能の向上に努め、職員自身の能力を開発していくことを責務として規定しています。

第5章　区政運営の原則

（区政運営の原則）

第14条　区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努めるとともに、公正で公平な視点に立って、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めるものとする。

2　区長は、公共サービスの提供に当たっては、区の基本構想に基づきその実現のための総合的な計画を定めるものとする。

3　区長は、適切な方法で区の財政状況を公表するものとする。

4　区の行政機関は、組織相互間の連携を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備するものとする。

5　区の行政機関は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供するものとする。

6　区の行政機関は、行政評価を実施するとともに、その結果について公表し、区政運営に適切に反映するものとする。

【説明】

まず、第1項から第3項で、機関としての区長の、公共サービスの提供及び財政状況の公表に関することについて規定しています。

1　持続可能で健全な財政基盤を確保し、公正・公平な視点に立ち効果的、効率的に行うこと

2　基本構想に基づき、その実現のため総合的な計画を定めること

3　財政状況に関する説明責任を果たすため、適切な方法で区の財政状況を公表すること

の3つの原則を規定しています。

次に、第4項から第6項では、区の行政機関の、区政運営に関することについて規定しています。

4　区民ニーズ（行政需要、行政課題など）に対応し、区の行政機関の役割と責務を実現するため、組織の整備、編成について、相互の連携を図り、一体的、総合的な機能を発揮するように整備すること

5　「区政に参加する権利」を受けて、区民の区政に参加する機会と、区民と区の行政機関が、共通の目的を実現するためにお互いを理解し、認め合い、それぞれの役割と責任において連携し、協力し合う機会（協働の機会）を提供すること

6　行政評価を実施し、その結果を公表することと、その行政評価の結果を区政へ適切に反映すること

の3つの原則を規定しています。

第6章　情報公開及び個人情報保護

（情報公開）

第15条　区の行政機関及び議会は、区民の区政に関する情報を知る権利を保障し、これを積極的に公開することにより、区民との共有を図るものとする。

【説明】

「情報なければ、参加なし」と言われるように、今後、さらに、区民の区政への参加や地域自治を推進していくためには、「情報」の取扱いが極めて大切です。

ここでは、区民が「区政に参加する権利」の前提として、区の行政機関と議会に対して、区民の知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開することにより、区民と情報共有することを規定しています。

なお、情報公開に関し、より詳細な規定は「新宿区情報公開条例」等で定められています。

区民討議会の様子

（個人情報保護）

第16条　区の行政機関及び議会は、その保有する個人に関する情報を保護し、これを適切に管理するものとする。

【説明】

情報の提供や公開を積極的に行う中で、区の行政機関と議会は、個人情報の収集、保管、利用にあたり、個人情報を保護しなくてはなりません。また、個人情報保護とその利用は対立すべきものではなく、調和すべきものです。

ここでは、区の行政機関及び議会に対して、その保有する個人情報の保護と、適切に管理することを規定しています。

なお、個人情報の保護に関し、詳細な規定は「新宿区個人情報保護条例」等で定められています。

第7章　住民投票

（住民投票）

第17条　区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民の意思を問うための投票制度（以下「住民投票」という。）を設ける。

2　住民投票において投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものとする。

【説明】

住民投票制度は、住民の意思を区政に直接反映するための仕組みです。

まず、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民投票を設けることを規定しています。

次に、住民投票の投票権者は、年齢満18歳以上の住民のうち、別に条例で定めるものとしました。

（住民投票の実施）

第18条　住民投票は、次に掲げる場合に、区長が実施するものとする。

(1)前条第1項に規定する事項について、区内に住所を有する年齢満18年以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、住民投票を実施するよう請求があったとき。

(2)前条第1項に規定する事項について、議員の定数の12分の1以上の者から住民投票の実施を求める旨の発議がなされ、議会がこれを議決したとき。

2　前項の規定にかかわらず、区長は、前条第1項に規定する事項について直接住民の意思を問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

【説明】

まず、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に条例で定めるものから、その総数の5分の1以上の者の連署をもって請求があったときには、住民投票を実施することを規定しています。

次に、議員の定数の12分の1以上の発議がなされ、議会が議決した場合には、住民投票を実施することを規定しています。これは地方自治法第112条で規定する議員の議案提出権に沿った内容となっています。

さらに、区長自らも住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について住民の意思を問う必要があるときは、住民投票を実施できることを規定しています。

（住民投票の実施の結果の尊重）

第19条　区は、住民投票の実施の結果を尊重しなければならない。

【説明】

本条では、区は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを明記しました。

（条例への委任）

第20条　前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

住民投票の実施に関して必要な事項は、区民・議会・区の三者で検討した自治基本条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

第8章　地域自治

（地域自治）

第21条　区は、地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する。

2　区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

区民検討会議のワークショップの様子

3　区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる。

4　地域の区分及び地域自治組織に関し必要な事項については、別に条例で定める。

【説明】

まず、第1項では、地域自治は、地域特性を踏まえた住民の自治を尊重しながら、さらに個性豊かで魅力ある地域づくりを、区民が参加できる仕組みの中で進めていくことを規定しています。また、第2項では、区の行政機関は第1項の地域自治の推進に関して必要な措置を講ずることを規定しています。

第3項では、地域づくり（地域自治）を行う主体は区民であり、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができるということを規定しています。

第4項では、地域の区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、区民・議会・区の三者で検討した自治基本条例の理念に基づき、別の条例で定めることを規定しています。

第9章　子どもの権利等

（子どもの権利等）

第22条　子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。

【説明】

子どもは、社会の一員として自らに係る区政の問題について、それぞれの年齢に応じた形で意見を表明する権利を有し、健やかに育つ（心身の成長、教育等）ための環境が保障されていることを規定しています。

第10章　国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等

（国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力）

第23条　区は、広域的な課題又は共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体及び関係機関と対等な立場で連携を図り、相互に協力して取り組むものとする。

【説明】

区は、医療や福祉、環境などの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国、東京都、他の自治体や病院、大学、NPO法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に協力して取り組むということを規定しています。

（国際社会との関係）

第24条　区は、国際都市として自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めるものとする。

【説明】

新宿区は、国内外の様々な人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの人が訪れるまちです。本条では、こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しています。

第11章　条例の見直し等

（条例の見直し等）

第25条　区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

この条例は新宿区の最高規範であるとともに、条例の基本理念に照らして社会の変化に対応するため常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や、社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とともに検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

附　則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。